

出席停止手続きについて

インフルエンザ等の伝染病に罹った時は、下記のとおり連絡、報告をして下さい。

[手続きの流れ]

- 1 速やかに、担任または保健部へ電話連絡してください。
その際、「診断名」「休むように言われた期間」「受診病院名」を伝えてください。

↓

- 2 医師から治癒したと、登校の許可が出るまで、自宅で休養してください。

↓

- 3 病院から受け取る“医療費明細書”もしくは“領収書”のコピーを保管してください。

↓

- 4 治癒後、登校初日に保健室へ行き、
 - ①「治癒報告書」「医療費明細添付シート」をもらい、自宅に持ち帰り必要事項を記載し、翌日保健室に提出する。
 - ②「治癒報告書」「医療費明細添付シート」を提出後、「出席停止届」の用紙を受け取り、必要な手続きを行うこと。

***本校では、医療機関の証明は必要ありません。**

保護者による「治癒報告書」「医療費明細書添付シート」を出席停止証明書扱いにしています。

*学校伝染病に指定されている疾患は多数ありますが、主な罹患しやすい疾患は下記のとおりです。

種別	種別の考え方	伝染病の種類	出席停止の基準
第2種	飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
第3種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある伝染病	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 <u>その他の伝染病</u> (ノロウイルスによる胃腸炎)	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで